

組合員の皆様へ

北海道薬剤師国民健康保険組合

## 令和8年度 国民健康保険料について

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より組合の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和8年度の後期高齢者支援金分保険料、介護保険料、新たに新設されます子育て支援金分保険料につきまして令和8年3月1日開催の第2回組合会において下記の通り決定されましたのでお知らせいたします。

子ども子育て支援金分保険料につきましては4月より新設、介護保険料につきましては、令和3年度以来5年振りの改定となります。

被保険者の皆様には新たなご負担をお願いすることとなりますが、何卒ご理解のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

なお、医療分保険料の所得割は4月～9月までは暫定期間となりますので、令和8年度保険料暫定通知書を同封いたします。これから皆様の前年分の所得、従業員様につきましては4月からの給料を把握し10月までに新料率を決定し令和8年度の確定保険料をお知らせいたします。

ご不明な点等がございましたらお手数をお掛けいたしますがお問い合わせをお願いいたします。

## 【保険料改定】

## 1.後期高齢者支援金

|     | 区 分   | 現 行     | 令和8年度   | 増 減 額       |
|-----|-------|---------|---------|-------------|
| 月 額 | 組 合 員 | 4,900 円 | 4,900 円 | <u>改定なし</u> |
|     | 家 族   | 3,000 円 | 3,000 円 | <u>改定なし</u> |

## 2.介護保険料（第2号被保険者（40歳～64歳）1人あたりの保険料）

|     | 区 分   | 現 行     | 令和8年度          | 増 減 額               |
|-----|-------|---------|----------------|---------------------|
| 月 額 | 組 合 員 | 4,600 円 | <b>4,900 円</b> | <u><b>±300円</b></u> |
|     | 家 族   | 4,100 円 | <b>4,400 円</b> | <u><b>±300円</b></u> |

## 3.子ども子育て支援金分保険料（（18歳（18歳に達する日以後最初の3月31日以前である者は除く）～74歳）1人あたりの保険料）

|     | 区 分   | 現 行 | 令和8年度        | 増 減 額             |
|-----|-------|-----|--------------|-------------------|
| 月 額 | 組 合 員 | -   | <b>600 円</b> | <u><b>新 設</b></u> |
|     | 家 族   | -   | <b>200 円</b> | <u><b>新 設</b></u> |

〒062-0931札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

北海道薬剤師国民健康保険組合

TEL 011-812-1161 / FAX 011-812-1162

URL : <http://www.douyakukokuho.jp>

裏面へ



# 令和8年度も継続いたします！！



## ◎産前産後の保険料軽減措置(保険料免除)制度について

- ・対象者は「組合員、及び同一世帯の家族」となります。
- ・免除期間は、出産日の属する月の前月から**4か月間**、（ただし多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3か月前から**6か月間**とします。）
- ・申請後、遡って対象期間分の保険料を引落口座へお返しいたします。  
ただし、4月～9月までは暫定期間となりますので10月の新保険料確定後の返金となります。



## ◎未就学児にかかる子育て世帯への経済的負担の軽減措置について

- ・11/30時点で組合に加入されている未就学児、お一人につき**12,000円**を子育て世帯へ毎年2月末に還付しております。



## ◎健康診断について

- ・組合に加入後**1年経過した方**は、組合健診や人間ドック等の補助が受けられます。
- ・令和6年度より組合健診の補助額は40歳以上の方は全額補助となっております。



| 種類    | 対象    | 補助額   | 自己負担額                 | 無料オプション検査   |
|-------|-------|---|-----------------------|---|
| 基礎健診  | 全員    | <b>全額補助</b>   | 無料                    | 今年度中に補助対象年齢となる方について、以下のオプション検査を全額補助します。   |
| 組合健診  | 40歳以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の方は、<b>全額補助</b></li> <li>・39歳以下の方は、<b>1万円</b>まで</li> </ul> | 補助上限額を超える場合は、超過分を自己負担 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・20～74歳の偶数年齢になる方<br/>⇒ <b>子宮頸がん検診</b></li> <li>・40～74歳の偶数年齢になる方<br/>⇒ <b>乳がん検診(マンモグラフィ)</b></li> <li>・50～74歳の偶数年齢になる方<br/>⇒ <b>胃がん検診(内視鏡)</b></li> </ul> |
| 人間ドック | 全 員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の方は、<b>2万円</b>まで</li> </ul>                                |                       | なし  |
| 脳ドック  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・39歳以下の方が基礎健診以外を受ける場合は、<b>1万円</b>まで</li> </ul>                   |                       |   |
| がん検診  |       |   |                       |   |

- ・40～74歳の方は、上記健診により特定健診を受けたことにもなりますので（一部の脳ドックを除く）、40歳以上の方はぜひご利用ください。

## ◎歯科健診について

- ・被保険者（74歳まで）**お一人につき年度ごとに1回、費用を全額組合で負担いたします。**  
（健診内容以外の治療やクリーニング等の費用は自己負担となります。）
- ・近年研究が進み、口腔内の衛生は身体の健康状態にも深く関わってくる事が分かってきております。全身のケアにも繋がりますので受診してみたいはいかがでしょうか？
- ・**ご希望の方は組合までご連絡ください。歯科健康診査票をお送りいたします。**



## ◎インフルエンザ予防接種費用を補助いたします！

- ・1回接種、2回接種に関係なく被保険者（74歳まで）お一人につき、年1回**1,500円**まで。  
ただし、4月1日時点で組合の被保険者であり、特定健診対象者にあつては3月末までに特定健診受診を条件とします。
- ・なお、他制度から補助を受けられる場合、補助はいたしません。
- ・対象期間は毎年10月1日～翌年1月末までに受けたインフルエンザ予防接種の費用とします。
- ・申請期限は予防接種を受けた年度の10月1日～3月31日までとします。

令和7年度の申請はお済みですか？





こども・子育て  
世帯を応援！



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など  
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。  
給付の拡充には、令和8年度から始まる  
子ども・子育て支援金が充てられます。

## 拡充される給付の例

### 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。  
※ 令和6年10月分から拡充

### 育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。  
※ 令和7年度から実施

### 育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。  
※ 令和8年10月分から実施

### 妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。  
※ 令和7年度から実施

### 出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。  
※ 令和7年度から実施

### こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。  
※ 令和8年度より全国実施

# 子ども・子育て支援金の保険料（令和8年度）

徴収開始時期は4月分保険料からです。

※医療分や介護分(40歳以上)、後期高齢者分(75歳以上のみ)の保険料とあわせて徴収いたします。  
子ども・子育て支援金に係る保険料は、**組合員 月額600円 家族 月額200円**となります。

※こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年以下)については、徴収いたしません。

もっと知りたい!

## 子ども・子育て支援金制度 Q&A

### Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

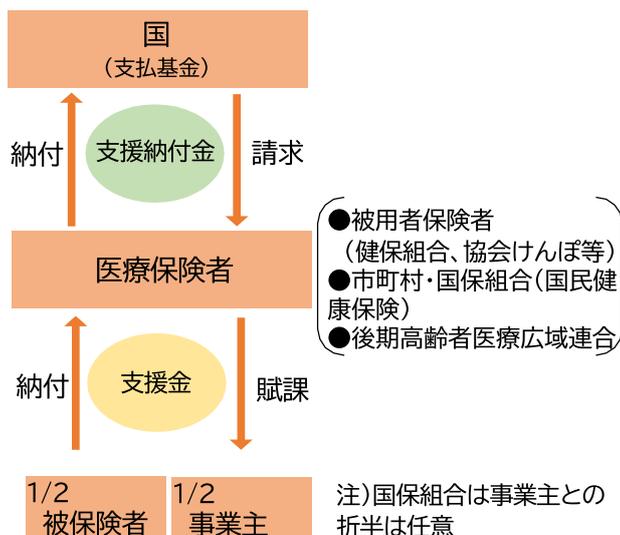
### Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

### Q 保険料の決め方は？

A 薬剤師国保組合は、国からの支援納付金の請求に対して組合員、家族それぞれ均等な保険料を算定しております。

### 支援金の徴収の流れ



### Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



### Q 支援金により負担が増えるの？

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか  
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ  
「子ども・子育て支援金  
制度について」



こども家庭庁公式note  
「最近話題の「子ども・子育て  
支援金制度」について」

